

水道料金等の減免を行います



令和3年2月19日

郡山市上下水道局

お客様サービス課

担当：浅野 浩樹

TEL：932-7666

SDGs ターゲット 6.1 「すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」

福島県沖地震で被害を受けた方の水道料金、下水道使用料・農業集落排水施設使用料、簡易水道料金を減免します。

1 り災証明書が発行される場合

(1) 家屋が準半壊・一部損壊した使用者

水道・簡易水道料金

水量料金の減免

下水道・農業集落排水施設使用料

超過使用料の減免

今回水量と以下の基準を比較し、増加分を減免する。(使用者に一番有利なものを採用する)

① 前年同期水量

② 前3回分平均水量

③ ①、②で比較できない場合、直近2週間程度の使用実績を基に算定した水量

④ 4 m³(増加分がない場合)

(2) 家屋が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊した使用者

水道・簡易水道料金

準備料金、水量料金の減免

下水道・農業集落排水施設使用料

基本使用料、超過使用料の減免

1か月分(被災した月分)減免

注) (1)、(2)で減免を行った場合は、漏水による減免、濁り水解消のため水を流した分の減免は重複して行わない。

2 り災証明書が発行されない場合

濁り水解消のため水を流した使用者

濁り水解消のため水を流した分の減免

3 お問い合わせ

上下水道局お客様サービスセンター 電話：024-932-7641

簡易水道料金は、環境政策課 電話：024-924-2731